

**多様な主体と連携した高齢者の生活支援等サービス事例集作成委託業務に係る
企画提案競技（プロポーザル方式）募集要項**

1 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 多様な主体と連携した高齢者の生活支援等サービス事例集作成委託業務
- (2) 履行期限 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務概要 別添仕様書のとおり
- (4) 限 度 額 3, 235, 100円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。
- (3) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 受託業務に関するノウハウを有し、十分な実施体制が整っていること。
- (5) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (6) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 業務の実施に当たり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記（1）～（8）を満たしていること。
- (10) 事業の実施に当たり専任の担当者を配置し、県との打合等に担当者等を出席させることが可能な者であること。

3 提出書類等

(1) 質問票の受付及び回答

① 質問方法

質問票（第4号様式）を電子メールで「7 問い合わせ先」へ提出すること。
併せて、提出した旨を担当者へ電話で連絡すること。

② 受付期限

令和8年10月16日（金）17時まで

③ 回答方法

令和8年10月20日（火）17時までに、県ホームページにて回答を公表する。

(2) 企画提案競技参加表明及び参加資格の確認

① 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（第1号様式）

イ 提案者概要（第2号様式）

ウ 誓約書（第3号様式）

エ 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、下記書類一式

- ・ 貸借対照表、損益計算書
- ・ 納税証明書（都道府県税）
- ・ 納税証明書（地方消費税）
- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 定款（写しに代表者印で原本証明をしたもの）
- ・ 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類（契約書の写し等）

② 提出期限

令和8年10月23日（金）17時まで

③ 提出方法、提出先

PDF ファイルを電子メールで「7 問い合わせ先」へ提出すること。
併せて、提出した旨を担当者へ電話で連絡すること。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

規格はA4版とし、片面印刷で提出すること。

ア 企画提案書（任意様式、A4版、10枚以内）

※別添「仕様書」及び別添「県が指定する候補事例（例）」を参考に作成すること。

イ 業務工程表（任意様式、A4版）

ウ 業務実施体制（任意様式、A4版）

エ 同様の事業実績

オ 見積書（任意様式）

② 提出期限

令和8年10月30日（金）17時まで

③ 提出方法、提出先

提出書類を電子メールで「7 問い合わせ先」へ提出すること。

併せて、提出した旨を担当者へ電話で連絡すること。

4 審査について

- (1) 審査は、応募者の提出した書類に基づいて審査員が審査を行い、最優秀提案者1者を選定する。
- (2) 審査委員会における審査は、別紙1「審査基準表」に基づき評価する。
- (3) 審査結果は、E-mailにより令和8年11月10日（火）を目処に通知する。
- (4) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の提案を行った者を委託候補者とする。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を行い、審査結果を自ら有利にしたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- (5) 提案競技参加者が1者の場合、各審査委員の合計点の平均が6割以上であれば企画提案競技募集要項、仕様書を満たすと判断し、その提案者を受託事業者として決定する。
- (6) 提案者がいない場合、ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。
- (7) 候補者決定後

県は、業務委託候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、内容を一部修正することもあり得る。

5 提案競技に係るスケジュール

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 質問票受付期限 | 令和8年10月16日（金）17時 |
| (2) 参加資格審査関係書類提出期限 | 10月23日（金）17時 |
| (3) 企画提案関係書類提出期限 | 10月30日（金）17時 |

6 留意事項

- (1) 本企画提案競技に係る経費（企画提案書等の作成、提出に要する経費）は、提案競技参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (4) 提出書類等に記載された個人情報等は、本業務の受託者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は県に帰属する。
- (6) 第三者の著作権や肖像権等を伴う企画提案を行う場合は、県による提案書の利用も含めて使用許諾手続きを適切に行うこと。
- (7) 審査の内容についての問合せには一切応じない。
- (8) この要項に定めるもののほか、本業務に係る必要な事項は、本県が定める。

7 問い合わせ先

〒870－8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部 高齢者福祉課 地域包括ケア推進班（担当：高山）

TEL：097－506－2767 E-mail：a12300@pref.oita.lg.jp